

第3回定例町議会

補正予算などを可決

令和2年第3回定例町議会が、9月15日、16日に開催され、補正予算など11件の議案が原案どおり可決されました。

各会計の補正予算

一般会計は、歳入歳出の予算に5億8,054万1,000円を追加し、予算の総額を56億1,035万3,000円としました。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出の予算に6万1,000円を追加し、予算の総額を8億4,196万1,000円としました。

下水道事業特別会計は、歳入歳出の予算に、104万円を追加し、予算の総額を4億3,15万3,000円としました。

水道事業会計は、収益的収入に116万7,000円を追加し、予算の総額を1億7,595万6,000円、収益的支出に116万7,000円を追加し、予算の総額を1億5,083万8,000円としました。

監査委員により令和元年度町の各会計決算審査などを実施

7月6日に町長から地方自治法及び地方公営企業法の規定による決算関係書類を訓子府町監査委員に提出し、次とおり決算審査などが行われました。

令和元年度各会計決算審査

令和元年度の訓子府町一般会計・特別会計・公営企業会計（水道会計）について、8月3日から5日の3日間にわたり決算審査が行われました。

決算審査は、議会で決定された予算が適正に執行されたか、不適当な事項はないか、決算その他関係諸表等の計数が正確であるかなどを主眼として、毎年実施されているものです。

【監査委員審査結果と意見（概要）】

令和元年度訓子府町一般会計・特別会計・公営企業会計（水道会計）の決算について内容を審査した結果、決算計数はいずれも正確に計上され、事務・事業も適期に執行され、予算の執行および財政運営は適正であると認めます。

- 加入団体の脱退による規約の変更
- 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
固定資産評価審査委員会委員の選任

固定資産評価審査委員会委員2名が令和2年12月22日で任期満了になることに伴い、岩城道尚氏と平田康弘氏の再任が同意されました。

教育委員会委員の任命
教育委員会委員1名が令和2年9月30日で任期満了になること

訓子府町の選挙人名簿 投票区別登録者数 (9月1日現在)

投票区	行政区	今回の有権者数(人)		
		男	女	計
1	東幸町	201	233	434
	西幸町	126	110	236
	東一町	193	248	441
	元旭町	32	35	67
	旭町	92	98	190
	大栄町	49	57	106
	若富町	84	92	176
	若富町	88	95	183
	若葉町	87	81	168
	計	952	1,049	2,001
2	日出町	87	107	194
	徳波	100	144	244
	柏丘	80	77	157
	日谷	63	67	130
	大福	44	30	74
	福野	67	61	128
	計	441	486	927
3	富里	57	63	120
	北野	45	53	98
	駒生	40	35	75
	弥生	32	39	71
	農試	15	7	22
	高園	60	60	120
	計	249	257	506
4	未広町	124	161	285
	実郷	50	43	93
	緑丘	33	33	66
	協成	15	15	30
	開盛	16	9	25
	常盤	7	8	15
	豊坂	29	29	58
	清住	64	63	127
	計	338	361	699
	合計	1,980	2,153	4,133

※行政区の仲町は栄町に、美園は常盤にそれぞれ統合されており、上記表には掲載していません。

とに併い、白崎隆徳氏の再任が同意されました。
各会計決算の認定
令和元年度訓子府町一般会計歳入歳出決算、令和元年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算など各会計決算等6件が決算審査特別委員会に付託されました。
【報告】
令和元年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について
令和元年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、監査委員の審査意見を添えて町長が報告しました。
監査結果報告
財政的援助団体の監査結果について、「適正に執行されているものと認める」と監査委員から

報告がありました。
出納検査結果報告
本年7月10日・8月11日・9月10日に実施の例月出納検査について、監査委員から「異状ないものと認める」と報告がありました。
意見書
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める要望意見書
国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書
種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書

これらの決算計数から算出される財政関連指数を見ても状況は良いが、今後、消防庁舎建設およびスポーツセンター、こども園外構、もりの風建設に伴う補助金などの借入金償還も始まることから、さらに適正な行財政運営に当たられることを望みます。

「町財政健全化及び経営健全化の比率」を審査

令和元年度の「財政健全化及び経営健全化の比率」について、訓子府町監査委員により8月3日に審査が行われました。

審査に当たっては、「健全化判断比率及び資金不足比率等」の算定基礎事項書類について、適正に作成されているかなどを主眼に、関係書類間の数値の突合などのほか、担当職員からの聞き取りにより行われました。

【監査委員審査結果】

令和元年度の「健全化判断比率」の各種数値については、いずれも適正に把握・算出されて

いることを認めます。
今後とも各種事業、給付事業などの実施が継続されていくこととなりますので、一層財政運営に配慮し、健全化継続を望みます。

財政的援助団体の監査

地方自治法の規定に基づき、町から各団体に交付した補助金・交付金などが適正に運用されたかを確認する財政的援助団体の監査が監査委員により行われました。

補助金事務は適正に執行

本年度は、町が新生紀森林組合に補助している「民有林育成指導事業補助金」を対象に関係書類を提出するとともに担当職員からの聞き取りにより、8月4日に補助金事務の執行状況の監査が行われました。

【監査委員監査の結果】

補助金に関する事務について、適正に執行されていることを認めます。

令和元年度財政健全化の基準と訓子府町の比率

財政健全化の比率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	15.0%
②連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%
③実質公債負担比率	6.6%	6.2%	6.2%	25.0%
④将来負担比率	—	—	—	350.0%
経営健全化の比率				経営健全化基準
①下水道事業資金不足比率	—	—	—	20.0%
②水道事業資金不足比率	—	—	—	20.0%

比率の「—」表示は、赤字などがないことを示しています。すべての比率において各健全化基準を大きく下回っています。

※早期健全化基準は、国が定めた基準で、この比率を超えた場合には財政健全化計画の策定など、早期健全化の取り組みが義務付けられています。